

回改正したる回数制は電車の運行に要する合理的の標準時間を定め置き乗車勤務したるときは其の乗車回数に其の所要の標準時間に乗じて給與の基礎たる勤務時間を算出する方法に有之候尤も實際の運行に當りては標準時間の十分一以内の早着をなすも標準時間を以て給與し又標準時間の十分一以内の遅着には實際の所要時間を給與することに致し居候間事實に於ては給與の件はざる勤務は全く之を見ることを得ざる次第に有之候因て各従業員の給與は決して減少を來すべき筋合には無之斯くて公正なる給與を行ひ延いては能率の増進を見るべき次第に有之候然るに當局従業員の組織せる共和會は前記回数制の採用を快しと致さず先月二十五日共和會の大會を開催し引續き穩かならざる宣傳をなす等誤れる態度相見へ候條當局は従業員に對し深く反省を求め來り居候然るに去る二十二日共和會より提出し來れる嘆願書は前記回数制を廢し舊來の時間制を採られたしとする不當の條項を初め十數項に涉り居候も右は別紙各條項に對する説明の如く財政上其他の理由に依り此際認容し難きものに有之候に付乍遺憾之を容るゝに由なく別紙の如く本日夫々回答致し置候様の次第につき不敢取右實情申上度如斯に御座候

敬 具

昭和四年六月二十五日

横濱市電氣局長 永田 兵三郎